

長崎市における地域活性化・地域課題解決に関する産学官金連携協定書

令和2年10月28日

長崎市（以下、「甲」という。）、国立大学法人長崎大学（以下、「乙」という。）、長崎県公立大学法人長崎県立大学（以下、「丙」という。）、西日本電信電話株式会社長崎支店（以下、「丁」という。）、NTTアーバンソリューションズ株式会社（以下、「戊」という。）、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「己」という。）及び株式会社十八親和銀行（以下、「庚」という。）は、次のとおり長崎市における地域活性化・地域課題解決に関する産学官金連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚（以下、「本連携協定メンバー」という。）が、相互に連携・協力することにより、長崎市における地域活性化・地域課題解決に向けた種々の取組みを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本連携協定メンバーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 地域経済の活力の創造に関すること
- (2) 安全・安心で快適な暮らしの実現に関すること
- (3) まちの活性化促進に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

（協議）

第3条 前条に掲げる事項を効果的に推進するため、本連携協定メンバーは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、本連携協定メンバー間の合意により定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。なお、有効期間満了日の1か月前までに、本連携協定メンバーのいずれかによる書面による破棄の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 本連携協定メンバーのいずれかが本協定の破棄を申し出る場合、破棄希望日の1か月前までに書面によって他の六者に通知することにより、本協定を破棄することができる。

（協定の変更）

第5条 本連携協定メンバーのいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（守秘義務）

第6条 本連携協定メンバーは、本協定を通じて開示当事者から口頭又は書面を問わずに開示されたアイデア、ノウハウ、コンセプト、データ等の技術上、営業上及び業務上の情報（有形であるか無形であるかどうかを問わない。以下、「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者（本協定のために秘密情報を開示する必要のある本連携協定メンバーの役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員、乙及び丙に所属する学生、その他法令上守秘義務を負う弁護士等の専門家（以下、「労働者等」という。）を除く。）に開示、漏洩してはならない。ただし、事前に開示当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 第1項の定めにかかわらず、以下に該当する情報は秘密情報にあたらないものとする。

(1) 開示のときにおいて公知である情報又は開示以後受領当事者の責によらずに公知となった情報であつて、かつそのことを受領当事者が証明できる情報

(2) 開示当事者からの開示に関わりなく、受領当事者が正当に取得していたことを証明できる情報

3 本協定が終了したとき又は開示当事者から返還の要求があったときは、受領当事者は、開示当事者からの指示に従い、秘密情報の返還又は破棄その他の措置を講ずるものとする。

4 受領当事者は、受領当事者の労働者等に秘密情報を使用させる場合、受領当事者の労働者等に本協定で受領当事者に課されたものと同等の守秘義務を課すとともに、受領当事者の労働者等がその守秘義務に違反することがないように、必要な措置を講じなければならない。

5 本連携協定メンバーは、本協定終了後も本協定を通じて知り得た他の六者の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

（著作権の帰属）

第7条 本協定の履行の過程で創作される著作物に関する著作権の帰属等については、本連携協定メンバーは別途協議のうえ、これを定めるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた事項については、本連携協定メンバーが協議のうえで決定する。

本協定の締結を証するため、本書7通を作成し、本連携協定メンバーにおいて記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

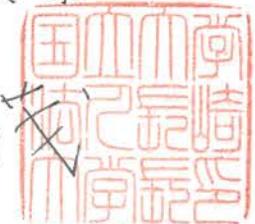
甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市長 田上高久



乙 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学

学長 河野洋一



丙 長崎県佐世保市川下町123番地1
長崎県公立大学法人長崎県立大学

学長 木村務



丁 長崎県長崎市出島町11番13号
西日本電信電話株式会社長崎支店

支店長 古賀隆之



戊 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
NTTアーバンソリューションズ株式会社

代表取締役社長 中川祐一



己 福岡県福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役 林祐二郎



庚 長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社十八親和銀行

取締役頭取 林祐二郎

